

による相殺額に、さらに統計調査費において 全国物価調査費が追加された等の追加補正でございます。

次に、民生費におきまして、四千四百五十七万八千円の追加補正でございますが、内訳として、まず社会福祉費において二十万五千円の減額補正で、これは敬老金精算によるものでございます。次の生活保護費、四千四百七十九万三千円の追加補正につきましては、生活保護世帯増による扶助費増加でございます。

次に、衛生費の清掃費におきまして、一千三百二十五万円の減額補正でございますが、これは西多摩衛生組合の負担金精算による負担の減、また、最終処分場ブルドーザー購入経費の減、さらに下水道供用開始地区の補助金の打ち切り等に伴う浄化槽汚泥運搬経費の精算減額分の合計でございます。

次に、農林水産費における農業費の四百四十三万二千円の減額補正でございますが、先ほど御提案申し上げました、福生市の緑を守り育てる条例の一部改正に伴う、樹林地等保全奨励金の減額分、

それと、アメリカシロヒトリ防除作業終了に伴う精算減額分でございます。

次に、商工費におきまして十二万三千円の減額補正でございますが、消費者対策に要する経費として消費者モニター募集人員減による減額補正でございます。

次に土木費でございますが、五億一千八百四十万二千円の追加補正です。都市計画費におきまして五億一千五百五十九万八千円の追加補正につきましては、下水道会計への繰出金七千万円で、今回の繰出金により一般会計から下水道会計への繰出金は総額八億六千八百万円と相なる次第でございます。

それから、先ほど御提案申し上げております福生市児童遊園条例の一部改正に関連します熊川武蔵野児童遊園返還に伴う施設撤去工事費の追加、及び福生市武蔵野地区公園新設事業に伴う工事、並びに用地買収費の精算減の減額分、また先ほど歳入の中で御説明いたしました、西住宅地区周辺排水路整備事業に伴う国庫補助金が新たに認められたことによる

事業費計上額四億四千八百十一万円を追加補正するものです。これ
につきましては、シールド工事といたしまして五十六年度から五十七年度に
繰り越された工事がございまして終了することによる追加継続にかかわるもので、
この場所につきましては、十二ゲートから瑞穂石畑信号機を経て八高
線踏切までの間、約六百四十メートルがシールド、七十七メートルが推進、
さらに開削工事等が行われるわけですが、この関係につきましては、
追加工事による工事の進捗状況からして五十八年度五月末を予定
しておりますので、したがいまして後ほど御説明いたしますが、一部事
業を繰り越し事業として実施したいと思っております。次に住宅費
の二百五十四万三千円の追加補正でございますが、これは市営住宅の修繕
及び解体除却工事としての計上分を、歳入で計上いたしました市
営住宅使用料のうち鉄筋建物にかかわる付加使用料分を市営
住宅等管理基金に積み立てようとするものでございます。
次に消防費につきましては、一千三百五十五万三千円の減額補正で
ございまして、消防団員等災害補償等組合負担金の改正に

伴う、これは負担の増加となっております。また減額としては第二分団
消防車庫新築工事に伴う用地買収費が減額、それらと相殺
いたしました減額分でございます。

次に教育費につきましては二億三百四十七万九千円の追加補正で
ございまして、まず小学校費において二百四十六万九千円の追加補正で、
歳入で御説明いたしました、寄附による学校備品整備と教育振
興費に要する経費として、各種扶助費の支給対象児の増による
追加補正でございます。中学校費の三十七万円の追加補正につきましては、
今後のスポーツ公式試合参加生徒の旅費分を追加補正したた
次第でございます。次の社会教育費二億六十四万の追加補正につきましては、
中央図書館における図書資料電算入力委託契約に伴う
入札の差金の減額分と、先ほど申しました屋外運動場新設事
業として追加補助が認められました用地買収費で、この用地買収費
につきましては四千四百八十平方メートル分、全体では五十七年度買収
面積は、九千七百五十三平方メートルと相なる次第でございます。全

体的の面積の四三%が本年度買収済みということになるわけです。

次に五ページでございますが、公債費につきまして四百九十八万四千円の減額補正でございますが、これは借入金利子につきまして、借りる時期、及び利率の関係による減額等でございます。

諸支出金につきましては、先ほど御提案申し上げております福生市財政調整基金条例に基づく積立金をお願いするもので、財政の効率的運用を図ることから、今回五千万円を計上しようとするものです。

予備費につきましては、一千四百二十七万三千円を追加補正いたしました。歳入歳出の財源調整のため、総額一億四千七百五十四万一千円となる次第でございます。

次に、六ページをお開きになったと思います。

まず第二表の繰越明許費でございますが、先ほど御説明いたしました西住宅地区周辺排水路整備事業に伴うもので、工事の関係上、年度内に完了が不可能でありますので、繰り越し事業

分として一億八千四百六十二万三千円を五十八年度へ繰り越ししようとするもので、工事完了は五月末日を予定しております。

次に、第三表、地方債の補正でございますが、まず、最終処分場のブルドーザーの購入の起債対象が、当初の計画よりも安く購入ができましたので、その起債分の関連。それから先ほどの消防車庫新築事業におきまして、やはり用地買収費等に係る関係の減額がございます。これららの起債の関連。さらに今回、屋外運動場新設事業の防衛補助の追加による対象経費の起債が七千九百九十九万。これは七五%が今回借り入れであるようになった次第でございます。以上、今回の補正により起債の限度額を三億八千七十九万円としたと思っております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前どおりで変更ございません。

以上、福生市一般会計補正予算第三号につきまして、内容及び説明を終わります。はなはだ難解な説明でございましたが、慎重審議の上、原案どおり御決定賜いますようお願い申し上げます。

明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山清君） 一つだけ、この場でお聞きしたいと思っております。

歳入の基地交付金について、説明でも出されましたけれども、助成金は金で補正額二千九百七十九万円で計九億九千二百九十万、調整交付金で補正額四百七十三万八千円で計一億五千七百九十九万。五十六年度の決算額と全く同じ。国の予算も全く同じだからそれでいいんだと。それでは、じゃあ一体、こういう数字が出てくる根拠というのは、どういふ根拠を積み重ねて、このような数字が出るのか。五十六年度の決算額と全く同じ。ある意味では大変人を食った数字だと思えます。助成交付金も全く同じ。言ってみれば調整正交付金も全く同じ。もうちょっと突込んで御説明した方がいいと思えます。国がこう決めたから決めたというのではなくて、それじゃあ根拠は何か。根拠は全くないと、言っているのか。逆に言えば、こういうものの数値が出てくるというのは、

根拠というものは全くないというふうになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺もうちょっと詳しく御説明した方がいいと思えます。

それと、五十六年度の決算額と比べて一文違わない、こういう数字が決定したというふうに、対して市の感想と言いますか、それを聞きたいと思えます。

○税務課長（小野光朗君） それでは、松山議員さんの御質問にお答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり、福生市の資産が昨年に対比しまして約二二・八％増加しております。ただ全国の資産は一四％というふうに福生の伸びを上回っているのが実態でございます。ただ議員さんのおっしゃるとおり、予算の面で、予算がふえなかったという事実だけは、これは基本的にはどうしようもないことですけれども、その中でいいますと、助成交付金というのは、基地の資産に対する助成交付金の七五％が資産割相当というふうな計算で、それからあと残りの二五％が、市の税政とか財政とか、あるいは基地の与える影響等というふうなことで

決定されてくるのが助成交付金になってくるわけですから、そうしますと、資産割の方において、全国資産が一〇四%伸びたのに対しまして福生市は一〇二・八九%の伸びと、一四%を一回としますと九八・八%というわけで、したかきまして全体から見るとマイナスになると。ただ、本来は二・八%ふえてくるんですからふえてしかるべきなんですけれども、国の予算が、これは政治的にどうにもならないことで、昨年並みですから、どうしてもその辺で無理かいてきたんですけれども、ただ助成交付金の中の二五%分の基地の及ぼす影響とか、財政事情という問題でもって、その面ではふやしていただくと、差し引き、昨年並みの金額、九億九千二百九十七万四千というふうになったという事です。

それから、調整交付金につきましては、これも三分の二と三分の一とあるんですけれども、これもやはり、米軍の持つてくるドル資産ですが、それに基づいて換算された数字でござりますけれども、これらについては伸び等が従前とありという事で、これがどのくらいあるかという事は、軍事秘密という問題がありまして、国の方でも教えて

もらえませんが、そういう面で、これについても昨年並みというふうな事になったという事で、確かに御指摘のとおり資産がふえてくるんですから、当然に地方自治体の予算というものの、うちの方としては大に要求していただけてござりますけれども、そういう意味で国の予算が全体が伸びなかったという事の中で、こういう結果になったという事で御理解いただきたいと思います。

○企画財政部長（生子国利君） この交付金の同額につきましての市の考

え方はどうかというふうな御質問だと思えますが、確かに昨年と同額、特にこの点につきましては、先般の基地対策特別委員会におきまして御指摘を受けたわけですが、市長としても国の予算総額を当然に伸びるに限り、これは非常にむずかしい問題でござりまするが、しかし先ほど申しましたとおり、市の固定資産と比較するならば、まだ少なういふやうなところから御指摘を受けたわけですが、そういう点からも今後、これから基地交あるいはそういうものにつきとも考えなければならぬと思えます。しかし、それで満足という考え方は持っておりません。しかし来年度の五

十八年度におきましても、当然、国の予算額のアップ分を努力したな
い限り増額というものは望めないんじゃないかと考えます。つまりこれにしま
今後さらに努力していただきたいと思っております。

○十二番（松山清君）　そうしますと、これに関連しましてもう一度お聞
きしたいんですけれども、五十六年度の決算額と五十七年度の決定
額が、一丈違わないような市町村というのは全国でどのくらいある
わけですか。多数あるわけですか、これは。横田を初めとして、そのほか
関東とか主な所ですね、これについてはお調べになっておると思うんですけ
れども、こういうことから見ますと、多数存在するようない気もするん
ですけれども、その点について。

それともう一つ。そうしますと、こういう、おわめてあれでしょ。市の固定
資産の、いわゆる財産評価額と言いますが、そういうものが変動す
ると、福生ですと一・二％と。全国で一・四％というような形で、これは
毎年変動していくわけですから、こういうものがあつたとしても、
極端な変動が、たとえば全国でも、一・〇％伸びたとしても、それは

大した意味を持たないというふうにもなるんじゃないですか。こういう前年
度と全く同じような金額が交付されるといふことであれば……。今後、こ
ういふことはあり得ると。国の予算が、たとえば五十八年度、もし仮に同
じだと。可能性ありますね。五十八年度も引き続き同額という可能性
もありますね。そうしますとまた同じような数字が出てくるという、これも考
えられるというのですか。その辺は、いかようにでもさじかげんになるんとい
うふうなお考えでいらっしゃるわけですか。

○税務課長（小野光朗君）　まず第一点目の全国の資料でござりますけれ
ども、ちょっとお集計してございせん。ただ、ほとんどが大体そのよう
なものになっておると思つた。まずそれは間違いないと思つた。それ
と、立川、横田を含めました資産の中で言いますと、立川の資産が、
これは立川基地の例でござります。立川基地、横田基地も今おいて、立
川基地の場合には一四・五％というふうな資産が伸びております。
それで交付額の決定の伸びが一・四％。それから武蔵村山さんが二・七
％、資産が伸びております。これに対して村山さんで決定しました

の九〇・九％、ほとんど全国的にこういう傾向になっているという、ことで、昨年を上回っている所もわずかな伸びで、横田基地関係、立川基地関係では、あとはほとんど一〇〇％というふうになつております。ただ、全国的なものについては、ほとんどこれと変わらなないと思っておりますが、いまちょっと資料を手元に持つておりますので御答弁申し上げます。

○十二番（松山 清君） 数字はいいです。だから福生みにいって、言つてみれば、これは千円単位まで昨年と同じです。一〇〇％同じです。これはある意味では、かわつて不自然な数字では、どなたが考へても、不自然と思つて、こんなだらりな数字というのは、だから全国的には一〇〇％に近い数字か、かとはともかくとして、こんなだらり同じ額というものはあるんですか、と言ひて、五十六年度、五十七年度ね。これは参考までにお聞きしたいんですけれども、そういう全く同じ数字という所は、ほとんどないであらうんですか、と言ひて、こういうだらりな所は、ほとんどないであらう。

○税務課長（小野光朗君） それでは、この隣接の方で申し上げます、昭島市が一〇〇％、前年並みという事です。それから福生市、羽村町、瑞穂町、ほとんど一〇〇％、前年並みという事です。（「ほとんどじゃない、福生市もほとんどじゃない」と呼ぶ者あり）「全く前年並み」という事です。（「質疑終ります」と呼ぶ者あり）

○二十番（賀井喜代次君） 簡単な事ですから二つばかり。この予算もまた、各委員会に付託されるようですから、私の方には託さないところだけを御質問いたします。

一三ページの衛生費の委託金二百五十七万九千円、これはいつ決定されて、こういうふうになつたのか、それだけ、歳出に關係しては、これはまた私にその方の厚生で審議しますからそのときに聞きますので、これ、いつ決定されたのか。

それと、一番最後、三一ページの一般職の給料費關係で、扶養手当五十三万七千円、住居手当十六万四千円、通勤手当五万四千円、これが補正増でございまして、職員、の三人という事は承知しております。

ますけれども、これに対する幾人ぐらゐの者が、こういふふうなことの数字になつてゐるのか、ちよつと。三人というところは承知してゐるんです。三人のことについては承知しておりますけれども、その内容、これだけです。

○市民部長（井上久男君）　ただその資料を取り寄せますので、しばしばお待ちください。

○総務部長（浅見裕康君）　それでは三ページめ、いわゆる一般職の総括でございますけれども、この御質問にお答え申し上げます。

私も実は、数字が十二月にしては非常に多い、ということと、御案内のとおり、特にこのうちの分の総括の内容については、今年度は二月、三月、さらに来年度、繰越明許決定のための四月、五月、こういった期間でございますので、一応調べさせてあつたわけでございますけれども、いわゆる現在の予算の時点では、扶養家族が五名でございまして、対象の職員は三名でございます。今回、補正によつてまた三名追加されたわけでございます。実はこの間に、まず当初予算における三名のうちの二名、これが結婚等によつて、それぞれ一名ずつ、まず被扶

養者がふえたというこの増でございます。それから、これから予算を

議決されて執行する予定の者、これが三名でございます。それぞれ扶養

家族が三人、二人、二人というよう形で扶養家族がございます。五

十八年度分のこの六名、これはそのままの職員が移行するわけでござい

すけれども、一応、締めて十四人の扶養家族がいるというふうなことで、

非常にこれも考え方によりますと、この西住宅地区の排水路の整備

にかかります職員というものは、時と場合によつて相当集中的に従事

したり、あるいは二、三名程度で従事したりというふうな、時期的に季

節的に非常に不安定なものがございますけれども、一応御案内のと

おり、この事業施行のために事務員として五名補助対象であ

るというところもございますので、ある意味では、実際に従事している

職員にもよりまして、ある意味では、そういった扶養手当も含め

めて、できるだけその補助の消化をこの中でしようという考え方も、実は

基本的にはございまして、それにしても、ただいま申し上げました内

訳に基づきまして、非常に扶養の手当が五十三万七千円というふうな

数字に相なるといふことでございます。

それから、住居手当と通勤手当については、それぞれ、それらの職員
の通勤の距離などというふうなことで、若干は数字の差は出ま
すけれども、いずれにしろそういったものの職員に對します
手当の増で
ござります。

それから、超過勤務手当が減額に相なっておりますけれども、
これは五十六年度、特に設計段階におきまして防衛施設庁等の協議
がたに重なっております。そういったことである程度の実績を踏まえ
まして予算はお願いたしましたわけでござりますけれども、三つぐらゐ理由で超
過勤務が、今後来年度、繰越明許決定期間の五月までを想定しま
して減額になるであろうというふうな理由としては、まず今回のシールド部
分が、いわゆる水が出るとか、あるいはシールド工事の先端の堰前において土
砂の崩壊がなく、あるいは若干のそういった工事の工程上のいろいろな問
題が従来よりも少なかったというところで、まず夜間の職員の勤務が
非常に少なくなったというところが、今後も実績等から想定して、ある

程度、現在、実績とおりいくんじやないかと。

それから、シールド部その二の二

という根拠でござりますけれども、これは昨日触れましたように、前年度の
発注済みの工事でございますので、設計の審査等が、従来より非常
に簡単に終わったというところでござります。それから、全体として工事が非常

に順調に進んでいくというところも一つの原因に相なっておりますので、そういう
ことで超過勤務は、今後五月までとするとしても、この程度は減になるので
はないかというふうな考え方で減額させていただいたというところでござります。

非常に細かい数字で、かえておわかりになりにくい点もあったと思ひま
すけれども、そういった事情で、この職員手当の關係が増減していき
ることをござります。よろしく願ひいたします。

○市民部長（井上久男君） 貫井議員さんの御質問にお答え申し上げます。

昭和五十七年度の東京都の公害防止条例の委任事務交付金でござい
ますが、五十七年の十月十五日に交付決定がござります。

○二十三番（貫井喜代次君） それでは、いま浅見部長の方から説明されたこ
とについて、まずそういう細かいことでなくてよかったんですが、そうすると

扶養手当が十四人と書いたね、ソマ。そうすると十四人分が五十三万七千四
というのですね、追加分。そうすると一人幾らというものの何ヵ月分と
いうことになろうかと思っています。

それから、住居手当は、これは結婚するか、あるいは新たに家をつくら
た人にも、これは出るんでしようけれども、そうするとこれは何人分かと、扶
養手当と住居手当、何人分なんだろう、ふえたのか……。それだけ、数
字はいです。

○総務部長（浅見裕康君）　いま十四人と申し上げましたのは、これは扶養
手当でござりますけれども、四月から五月にかけての人数でござります。実
は、先ほど申し上げましたように、五十七年度、本年度予算、これは途
中に結婚したりなんかで途中の増加がござります。したがって二月から、要
するに五月までの間は十四名であるということになります。ですから実
質的には、途中から職員の数がふえたり、被扶養者がふえたりという
ような形に相なります。最後に最大の数で申し上げますと、トータル
で申し上げますと十四名というところでござります。

それから、住居手当でござりますけれども、これは御案内のとおり、月五
千九百円でござりますして、これのいわゆる職員の数でござります。これの月々
の合計額が、今回の補正額の十万六千円に相なります。したがって
これは六人分ということに相なります。よろしいでしょうか。

○二十二番（貫井喜代次君）　どうも数字が合わないようだから、いまちょっと、
いま住居手当の方のあれをすると六人分と言ったね。一ヵ月五千九百
円とすると、これ一律でしょ、一律。そうすると六人分の何ヵ月分になるのか。

それから、あと扶養の方か、そういうことでやけりこれは、扶養手当は
二人の者も三人の者も一人の者もいるかと思わんですけれども、ちょっといま
のあれでいくと、途中でこゝで十二月の補正にしては額が大き過ぎるんじや
ないかと。こんなに子供が産まれたり結婚したりしてゐるのかなあという
懸念を持つたけれども、その点をもう少し細かくお願いします。

○総務部長（浅見裕康君）　説明が足りなくて申しわけございません。
この予算は五十七年度当初予算からの継続でござります。それで
五十七年度の当初予算におきます、やけりこの西住宅地区の排水路